

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会
議事録

令和4年8月3日
13:35～14:15
千葉労働局1階会議室

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会

- 1 日時 令和4年8月3日(水) 13:35～14:15
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、大竹委員
 - 労働者側委員
中島委員、野田委員、岡田委員
 - 使用者側委員
高橋委員、黒岩委員、池田委員
- 4 議題
 - (1) 意見陳述
 - (2) 特定最低賃金の改正の必要性について
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - 資料No.1 特定最低賃金の件名について(案)
 - 資料No.2 千葉県における特定最低賃金の改正の申出一覧表及び申出書(写)
 - 資料No.3 特定最低賃金の審議結果について(全国)
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)
 - 資料No.4 特定最低賃金の年内発効の状況(全国)
(平成21年度～令和3年度)
 - 資料No.5 千葉県における最低賃金の推移
特定最低賃金改正に関する意見書
 - 資料No.6-1 日本食品関連産業労働組合総連合会千葉地区協議会
 - 資料No.6-2 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会千葉地方協議会
- 6 議事内容

○ 賃金室長補佐

ただ今から、令和4年度第1回特別小委員会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。本日は、今年度第1回目の特別小委員会ですので、委員長と委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、御了承いただきたいと存じます。

先ず、本日の特別小委員会の成立について御報告いたします。本日は、公労使全ての委員に御出席いただいておりますので、本特別小委員会は有効に成立しております。

それでは、委員長と委員長代理を選出させていただきます。なお、委員長と委員長代理は、特別小委員会運営規程第4条により、公益委員の中から選出していただくこととなります。先に行われた公益委員による協議の結果、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員ということでお話がございました。いかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 賃金室長補佐

ありがとうございました。ただ今、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員が選出されました。大澤委員長から就任の御挨拶をいただき、以後の議事運営を大澤委員長にお願いしたいと存じます。大澤委員長、よろしく願いいたします。

○ 委員長

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは少々位置付けが異なっており、特定の産業について労働条件の向上又は事業の公正競争確保の観点から、労使の申出により設定するものです。この特別小委員会では、特定最低賃金の改正の必要性の有無について意見調整を行うこととなりますが、全会一致が原則です。本日は意見陳述も行われますので、陳述内容も参考にされ、十分に意見を出し合ってください、最終的に全会一致でまとめられたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本委員会は、運営規程第8条「会議は、委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。」としていることから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたし

ますので、よろしくお願いいいたします。

初めに、事務局から特定最低賃金の件名について説明があるとのことですのでお願いします。

○ 賃金指導官

資料No.1を御覧いただきたいと思います。特定最低賃金の件名の呼び方について御説明いたします。平成19年11月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、千葉県特定最低賃金7業種のうち3業種の件名が変更されました。変更後の3業種の名称は、表左側の正式名称のとおりです。3業種とも変更前より複雑かつ長い名称になっていることから、昨年度までと同様に、表右側の使用する呼称の件名を使用することについて御提案させていただきます。なお、諮問文、答申文、公示文には、簡略せず正式な件名を記載することといたします。御協議をお願いいいたします。

○ 委員長

特定最低賃金の件名は、資料No.1のとおり、呼称を使用することとしてよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 委員長

御了承いただきましたので、今後の審議では呼称を使用することといたします。

次に、千葉労働局長に対して提出された特定最低賃金改正の申出書について、事務局から説明をお願いします。

○ 賃金室長

最低賃金法第15条第1項により、労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、労働局長に対し、特定最低賃金の新設、改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができることとされており、同法第15条第2項の規定により、労働局長が必要と認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとされております。去る7月12日の第427回本審議会において御報告したとおり、現在設定されている7件の特定最低賃金について、それぞれの労働者の一部を代表する者から改正を求める申出書が資料No.2のとおり提出され受理したところです。7件の申出書の内容をとりまとめた一覧表を資料No.2に付けております。申出の内容を審査した結果、記載事項及

び添付書類については、7件とも最低賃金法施行規則第10条の要件を満たしており、問題はございませんでした。

なお、労働協約ケースに係る申出は、鉄鋼業、電気機械器具製造業関係、各種商品小売業の3件です。また、公正競争に係る申出は、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係及び自動車（新車）小売業の4件です。4件とも、従来同様、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意によりなされており、申出者及び申出要件について、中央最低賃金審議会から答申された運用方針に照らし、問題はございませんでした。

また、申出の他に、日本食品産業労働組合機構連合会千葉地区協議会と全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会千葉地方協議会の2つの組合より意見書の提出がありましたので概要を御説明させていただきます。御手元の資料No.6-1及び2を併せて御覧いただければと思います。

日本食品産業労働組合総連合会千葉地区協議会からは、「千葉県調味料製造業 特定最低賃金改正に関する意見書」と題し、千葉県調味料製造業特定最低賃金審議会においては、千葉県地域別最低賃金の引上額を上回る引上額を目指しつつ、当該産業の実態を十分に踏まえながら自主性を発揮した議論展開となるよう求める。当該産業の付加価値向上、ひいては優秀な人材確保を目指し、地域別最低賃金以上の引き上げを前提として、連合リビングウェイジである千葉県1,010円の早期実現を要求するとの意見・要請でございます。

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会千葉地方協議会からは、特定最低賃金は、年齢や業務を特定した基幹的労働者の最低賃金であり、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。特定最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議から、その役割がますます重要になっている。経済成長・社会貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正・新設の取り組みが必要であるとの意見でございます。

本日この会場に原本を持参しておりますので、御確認いただくことが可能です。

また、席上に資料を2つ配布させていただきました。1つは新聞記事で、中央の目安等が出た関係を含めてこの一両日でマスコミが報道した新聞記事です。御参考にしていただければと思います。もう1つは、最低賃金決定要覧と題したもので、特定最低賃金の全国、業種ごとの設定状況と昨年改定されたかどうかです。この表の見方としては、左上に134というページ番号が入っておりますが、これは、特定最低賃金の令和4年3月末時点で効力を有するものとして、表の一番右に発効日という項目名で書いてあるかと思いますが、ここが令和3年となっているものが昨年改定された特定最低賃金です。ここが令和3年以前となりますと、

各都道府県の地域別の最低賃金の方が上回っていることとなります。ちなみに千葉県は7業種につきましては、表の左側、千葉の県名の前に丸印しを付けておりますので、御確認いただければと思います。それが最終 137 ページまでありますので、検討にあたっては御参考にしていただければと思います。

○ 委員長

念のため確認いただきたいと思いますが、本日の特別小委員会の審議は、特別小委員会運営規程第2条に定めるところにより、審議会における円滑な意思決定を図るため労使の意見調整を予備的に行うものですので、よろしく願いいたします。

議題（1）の意見陳述に入ります。事務局から説明をお願いします。

○ 賃金指導官

意見陳述については、8月2日の第428回本審議会において実施することで御了解いただきました。本日は3産業について2名の方が意見陳述されます。意見陳述が行われる産業は、電気機械器具製造業関係、一般機械器具製造業関係及び精密機械器具製造業関係の3件となります。陳述は、電気機械器具製造業関係に関しては陳述人A、一般機械器具製造業関係と精密機械器具製造業関係に関しては陳述人Bとなります。

○ 委員長

それでは、電気機械器具製造業関係の意見陳述から行います。

電気機械器具製造業関係について、5分程度で説明をお願いいたします。

○ 陳述人A

電機連合千葉地方協議会のAより説明させていただきます。よろしく願いいたします。昨年に引き続き、このような場を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。2022年度千葉県の特定最低賃金の必要性審議における意見陳述ということで、説明をさせていただきたいと思います。電気の特定最低賃金の基本的な考え方、趣旨については、先ほど配付した意見書に記載してありますので、併せて御確認いただければと思います。

資料にもあります、千葉県内の電機中小零細企業の賃金水準の実態と推移について、御説明をさせていただきたいと思います。一年ずれているので大変恐縮ではございますが、令和3年の賃金構造基本統計調査結果の内容を確認したところ、千葉県内の電機の中小零細企業の水準につきましては、下の方に一覧を掲載しておりますが、こういった企業別の実態になっています。

最も低位な女性、令和3年については平均18.5歳、時間額1,030円という実態でした。こちらの金額については、現在の電機の特定最低賃金が981円です。もう既に実態として中小零細企業の高額についても特定最低賃金を49円上回っている実態でした。一方、男性ですが、令和2年は最も低位なところは男性だったのですが、令和3年は女性でした。併せて男性についても確認したところ、電機の特定最低賃金を大きく上回るプラス300円以上の時間額という実態でした。意見書にも掲載・申し入れさせていただきましたが、令和2年の時は、非常に特定最低賃金の賃金の基礎データの実態自体も大きく下がっている、というのは電機産業全体が大きな影響を受けていたという状況にあり、賃金実態も低い状況にあったのですが、コロナ禍をきっかけに、今回の最低賃金審議会でもオンライン会議を導入する等、社会のデジタル化が急速に高まり、私ども電機産業としてもビックデータ、ロボット、AIというところで急速な発展を受けて、非常に日本の電機産業の高品質なものづくりというところに期待されている状況にあると考えております。そして、私どもの技術力が、日本の経済、千葉県の経済、また、社会に貢献できると期待しているところですが、それにはやはり人材が必要になってきますので、千葉県内における優秀な人材の確保という観点からも、特定最低賃金の取組みは非常に重要であると考えております。今年度につきましては、仮に31円を目安どおりで現在審議している地域別最低賃金が結審されると、3円ほど電機の特定最低賃金を上回ってしまうという状況には置かれているのですが、こういった県内の中小零細の賃金実態も踏まえて、慎重な御論議をいただきたいと思っております。中段に記載、マーキングしている部分が令和3年の最も低位な金額ということで、女性18.5歳、1,030円というところ。企業規模でいきますと、中堅のところ、100名以上1000名以下の平均となっております。参考で、私どもの今回申し入れた電機の企業内の最低賃金の最も低位な金額が1,066円です。ここについては、千葉県の実態、1,030円よりも36円ほど上回っている状況ですけれども、特定最低賃金の981円、現在審議している地域別最低賃金の953円についても、電機の賃金の実態が既に上回っているという数値が出ているところもぜひ参考にさせていただければと思います。

下の表は、縦軸に年齢区分、企業計、企業規模別の形と、右側に男女別の賃金の最も低位な部分のトレンドを記載しております。特に顕著に出ているのが、令和2年のところで、私ども電機産業全体としても非常に大きな業績のインパクトがありましたので、大きく下がっているという状況ではあるのですが、令和3年から大きく改善してきたという状況です。こちらの千葉県の実態を踏まえて、ぜひ真摯な御論議をいただきますよう、よろしく願います。

いたします。

○ 委員長

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は御発言願います。

○ 一同「特になし」の声

○ 委員長

よろしいですか。

それでは、電気機械器具製造業関係の陳述は以上になります。

ありがとうございました。

○ 委員長

続きまして、一般機械器具製造業関係の陳述です。

一般機械器具製造業関係について、5分程度で説明をお願いいたします。

○ 陳述人B

JAM東京千葉・千葉県連のBです。私からは、お配りした一般機械器具製造業の必要性審議における意見陳述書に基づいて御説明させていただきます。

先ず、はん用機械・生産用機械器具製造業は、様々な分野の機械器具製造業が含まれており、製品を作るための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど、ものづくり製造業を支える基盤的産業・業種といえると思います。機械を作る機械、マザーマシーンなどといわれているものです。日本のものづくりの土台であるはん用機械器具製造業で働く労働者の最低賃金が、どんな仕事、どんな環境に働く労働者とも同じ最低額、つまり地域別最低賃金と同額で構わないということによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないと考えております。地域別最低賃金よりも、少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて、金額改正の議論をすべきではないかとおおよそ3割の労働者が申し出ているということをぜひ尊重していただきたく、意見を申し上げる次第です。

記1です。JAMの中では定期的に景況調査を行っております。現在は回復基調にある中、労働力不足の問題が顕在化しており、今後も続くことが推

測されています。製造業においては雇用のひっ迫が続いており、中長期的な事業と産業の維持発展に向けて、産業間の賃金格差の是正、魅力ある産業の維持と人材不足の解消が必要です。労働者にとって最も関心が高いのは、賃金の安定と水準の高さだと考えております。中小企業の経営状況の厳しさは、別途支援策を講じることが適当であり、当該産業の労働者による申出である賃金面に関する課題は、産業別最低賃金として必要性を御理解いただきたいと考えております。

記2で、特定最低賃金の申出労組23組合の最低賃金額の分布を示しております。一番下限で1,011円となっており、地域別最低賃金953円を58円以上上回る水準となっております。

記3です。2021年に実施したJAM賃金・労働条件調査、毎年行っている調査ですが、千葉県の加盟組織の企業内最低賃金、高卒初任給は、千葉県最低賃金953円を45円以上上回る水準となっております。ここでは998円が最低額です。高卒初任給が、事実上、外部労働市場で決定されることなどを勘案し、高卒初任給近傍で特定最低賃金を決定することが必要だと考えております。

記4です。令和3年賃金構造基本統計調査結果によると、千葉県内のはん用機械器具製造業の賃金水準は、最も低位なところは、はん用機械の女性で、地域別最低賃金以下となっているため、ここを省くと、企業規模10～99人の19歳男性で時間額1,037円。また、生産用機械器具製造業の水準は、企業規模1,000人以上の19歳以下で1,044円が最低額となっており、千葉県最低賃金953円を上回っている実態にあります。

記5です。令和4年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額、派遣労働者の基準となる賃金額を示しており、これと同等の賃金額とすることを求めているものですが、はん用・生産用機械器具製造業に関連する職種で見ると、基準値0年に地域指数千葉の105.7を乗じた額で1,100円を超える額となっており、千葉県最低賃金953円を大きく上回る実態にあります。以上のことを勘案すると、地賃よりも高いランクの最低規制を設けることが必要だということを意見として申し上げたいと思います。

○ 委員長

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いいたします。

○ 一同「特になし」の声

○ 委員長

それでは、一般機械器具製造業関係の陳述は以上となります。ありがとうございました。

引き続きまして、精密機械器具製造業関係の陳述を5分程度でお願いします。

○ 陳述人B

精密機械器具製造業必要性審議における意見陳述書を御覧いただきたいと思えます。特定最低賃金の申出労働者は、当該産業に働く労働者の観点から、あるべき水準確保による魅力的産業の育成と発展に向けて申出をしております。労働組合がある当該産業労使の自主的賃金交渉結果を未組織の産業労働者に補完し反映させて公正な賃金決定をするとともに、産業企業間の賃金コスト・ダンピング競争を防止して事業の公正競争に資することを目的に申出をしております。地域別最低賃金の役割のように、労働者の最低限の生活の安定とセーフティーネットを求めている訳ではありません。地域別最低賃金よりも少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて、金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出をしているということです。

記1です。令和3年賃金構造基本統計調査結果によると、千葉県内の業務用機械器具製造業の賃金水準は、最も低位な時間額でみると、企業規模10～99人の女性25～29歳で1,036円。その他の製造業、これには時計と同部分品製造業、眼鏡製造業が含まれておりますが、企業規模100～999人の男性25～29歳で1,076円となっており、千葉県最低賃金953円を上回っている実態にあります。

記2です。派遣労働法では、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される労働者との均等・均衡待遇の確保を求めています。先ほどと同じように、同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額、基準値0年に千葉県指数を乗じた額で精密機械器具製造業に関連する職種をみると1,000円を超える額となっており、千葉県の最低賃金953円を上回る実態にあります。このような実態を勘案して、同一労働同一賃金を基本とした均等・均衡待遇の実現に向けて、特定最低賃金の重要性が増していると考えております。

○ 委員長

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いいたします。

○ 一同「なし」の声

○ 委員長

それでは、精密機械器具製造業関係の陳述は以上となります。ありがとうございました。

○ 委員長

議題（２）の特定最低賃金の改正の必要性についてです。
事務局は、労働協約の最下限額について報告をお願いします。

○ 賃金指導官

資料No.2を御覧ください。右から3列目の(a)労働協約等の賃金の最低額にありますとおり、最下限額は、調味料製造業は965円。鉄鋼業は1,064円。一般機械器具製造業関係は1,024円。電気機械器具製造業関係は1,066円。精密機械器具製造業関係は、申出の関係者において労働協約はございませんでした。各種商品小売業は960円。自動車（新車）小売業は1,028円になります。

○ 委員長

時間があるようなので、労使それぞれで打ち合わせを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 労働者側委員

これから必要性について審議をいただくことになるかと思いますが、特別小委員会の委員については労使ともに全ての業種に関わっている訳ではないということであり、先ほどの意見陳述を踏まえて、判断についてはいったん持って帰っていただき、8月22日に予定している第2回特別小委員会で改めて必要性について審議をいただければ非常に有り難いと思っております。ぜひ、よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

使用者側のこれについての御意見はいかがでしょうか。

- 利用者側委員
御説明の趣旨は理解しましたので、結論については持ち越しで結構です。

- 委員長
わかりました。
それでは、今日の議題は以上ということになりますので、最後に御質問や御意見、御発言などございましたらお願いいたします。

- 一同「特になし」の声

- 委員長
よろしいでしょうか。
事務局からは何かありますか。

- 賃金室長
特にございません。

- 委員長
それでは、次回の第2回特別小委員会は、8月22日（月）午前9時30分から、本日と同じく千葉労働局1階会議室で開催します。次回は引き続き7業種の改正の必要性について審議いたしますのでよろしくお願いいたします。以上を持ちまして閉会といたします。ありがとうございました。